

2023年4月1日

一般財団法人 日本建築総合試験所

コンクリート現場試験技能者認定制度（SiTeC）に基づく登録者を対象とした サーベイランス実施について

本制度では、登録期間の中間期にサーベイランスを受けていただくことになっております。これは、登録者を公正に認知された者として位置づけるために、JIS Q 17024（適合性評価 - 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項）「サーベイランス」に従って、「認証された要員（登録者）の継続的な力量を確認する公平な評価が行われていることの保証」をするものです。

そこで、登録期間の満了（4年間）まで登録を維持される方におかれましては、必ずサーベイランスを受けてくださるよう、お願い申し上げます。なお、サーベイランスを受けない、あるいはサーベイランスで「不適正」と評価された場合には、登録期間が2年で失効することにご留意願います。

サーベイランスの概要

内容

当該認定項目の一部またはすべての試験を実施していただき、その力量を確認し評価します。

- ・適正であると評価された方には、「適格性証明書」および「適格シール」を発行します。
- ・不適正であると評価された方は、その日のうちに、もう一度力量を確認し評価します（再評価）。
- ・再評価でも不適正であると評価された方は、登録期間が2年で失効します。
- ・サーベイランスを受けられない場合も登録期間が2年で失効します。
- ・失効された方が新たに登録するには、次回に「新規」で受験していただく必要があります。

申請方法

- ・登録日から約1年半後に、ご自宅に届く案内書をお読みいただき、手続き願います。

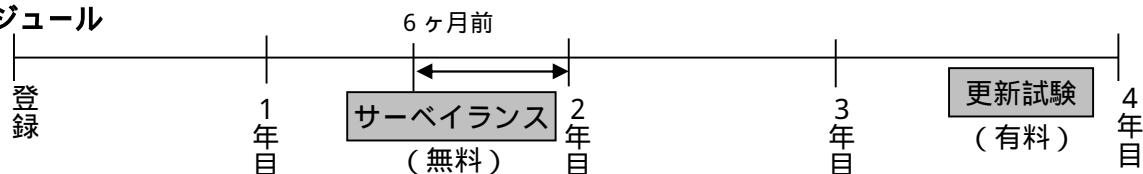
費用

無料。

その他

- ・試験規格等が改定された場合、必要に応じて開催される技術講習会を受講していただくかねばならないことがあります。

スケジュール



問合せ先 (一財)日本建築総合試験所 研修課 TEL: 06-6834-4775 FAX: 06-6872-0413

以上